

平成26年(ヨ)第37号
情報削除仮処分命令申立事件
債権者 豊田泰史
債務者 吉田益夫

説 明 書

和歌山地方裁判所民事部保全係 御中

平成26年6月26日

〒640-8152

和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201(送達場所)

債務者 吉田 益夫



電話番号 073-499-7231

平成26年6月19日(木)午前11時30分から開かれた頭書事件の審尋の際、橋本眞一裁判官より説明を求められた件について、下記の通り説明いたします。

1.反論による社会的評価の低下の回復について

匿名掲示板上で、責任の所在が明確ではない匿名投稿に対して、責任の所在がはっきりとした反論が掲載された場合、閲覧者側は、匿名での主張が、ハイパーリンクなどで揺るがせない事実の下での主張を除いて、責任の所在がはっきりした主張を重視せざる得ない。つまり、係争があっても、責任の所在の有無で、社会的評価が一時的に回復する。ハイパーリンクなどを使った揺るがせない事実の下での匿名での主張については、閲覧者側は、違法性を持たないと判断されることになる。

今回の場合のように、一般人の主張と専門家の主張が対立していれば、係争があっても、適切な

主張であれば、専門家が持っている権威によって、閲覧者側は、専門家の主張を重視することになる。つまり、社会的評価が低下していても、適切な主張なら専門家が持つ権威によって回復する。権威を持った専門家の反論が閲覧者側の目から見て、不当なものであるのなら、一般人の主張は違法性を持たないと判断されることになる。今回の場合は、一般人と法律の専門家である弁護士との係争である。法律の専門家である弁護士の主張が適切な主張であれば、社会的評価が低下していても反論によって回復する。

このような形で、債務者のサイトは考え、運用されている。

2. 弁護士の職務の公益性、公共性について

弁護士の使命は、弁護士法第1条で、弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とすると定められている。法は、社会全体の公共財産として、国民の行動を規律するルールであるので、弁護士の使命の基本的人権を擁護し社会正義を実現するということは、法に深く関与して社会をあるべき姿とすることである。

そのため、このように国民の権利義務に大きく影響を与える法に深く関与できる特権を国から与えられた弁護士は、その特権を持って、社会をあるべき姿にするという職務を持つ。つまり、社会をあるべき姿にするという公益性、公共性を持つ職業であるのは明白である。

債務者は上記のように考えている。

以 上